

もりおか企業エネルギーサポート給付金支給事業の実施について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中で、原油価格の高騰や公共料金（電気）の値上げの影響を受けている中小企業等の事業継続を緊急的に支援するもの。

2 概要

(1) 支給対象者

盛岡市内に本社を有する中小企業者で、直近の法人税の確定申告又は所得税の市県民税申告を行っており、令和4年1月から6月までの燃料費（ガソリン、灯油、ガスなど）や電気料金に係る任意の月の合計額が前年同月期と比較して2万5千円以上増加している者

(2) 支給額

令和4年1月から6月までの任意の月の事業活動に供した燃料費や電気料金の合計額が、前年の同期間と比較した増加額に応じて給付金を支給します。

支給区分		支給額
1	25,000円以上50,000円未満	25,000円
2	50,000円以上75,000円未満	50,000円
3	75,000円以上100,000円未満	75,000円
4	100,000円以上	100,000円

(3) 受付期間

令和4年8月8日（月）～10月7日（金）

(4) 申請方法

次のいずれかの方法により申請いただきます。

ア オンライン申請の場合 市ホームページの広報ID1040435において、特設ウェブサイトを御案内しております。

イ 郵送の場合 〒020-8778 盛岡市若園町2-18 盛岡市役所若園町分庁舎内

もりおか企業エネルギーサポート給付金事務局あて

ウ FAXの場合 もりおか企業エネルギーサポート給付金事務局 FAX019-681-7063

エ 窓口の場合 盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎 1階
もりおか企業エネルギーサポート給付金事務局

(5) 給付金の申請、支給に関する問い合わせ先

もりおか企業エネルギーサポート給付金事務局

8月3日～8月5日 9:00～17:00

8月8日～9月2日 9:00～20:00 (土・日曜日・祝日を除く。)

9月5日～ 9:00～17:00 (土・日曜日・祝日を除く。)

電話番号 019-681-7061

メールアドレス info@morioke-enesapo.jp

3 スケジュール

8月3日 事務局の開設

8月5日～ 法人市民税課税事業者に対する申請書類の発送

8月8日～ 申請受付の開始

10月7日 申請期限

【担当】 商工労働部経済企画課
課長 白根 徹
電話 613-8389